

# 「立地適正化計画」について

## 背景

○国においては、「都市再生特別措置法」及び「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を改正(H26.5)し、両法律の連携により、持続可能な都市構造の再構築を図ることを目指している。

○特に、「改正都市再生特別措置法」では、市町村が、都市全体の観点から、移住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的な計画である「立地適正化計画」を策定して、積極的にコンパクトシティの形成を推進することとしている。

## 《今回の法改正のポイント》

### 「立地適正化計画」制度の創設

市町村は、都市全体を見渡した新たな計画「立地適正化計画」を策定することにより、本計画に位置づけられた誘導区域内で行う各種事業について国の重点的な支援が可能となる。

※「立地適正化計画」制度に関連する国の各種事業について、今後新たに国の支援を受ける場合や、これまでに行っている事業について支援の拡充を可能とするためには、「立地適正化計画」の策定が前提。

## 十和田市の現状

○無秩序な開発を抑制し、緑地の保全や市街地内に残っている未利用地の有効活用を推進し、コンパクトなまちづくりの形成を図る。

○中心市街地における商業施設の集積を促進し、活力と賑わいの再生を図り、魅力ある中心市街地の形成を図る。  
(都市計画マスタープラン抜粋)

→ より一層効率的で計画的な土地利用の推進「コンパクトシティ」を目指す。

## 《「立地適正化計画」策定によるメリット・デメリット》

### ■メリット

- ①国の支援が受けやすくなる
- ②民間が行う事業への支援を受けやすくなる
- ③コンパクトシティの形成が明確になる。

### ■デメリット

- ①誘導区域以外の土地利用に一定の制約がかかる。

## 立地適正化計画

- 計画区域
- 基本的な計画
- その他の必要な事項

### 居住誘導区域

- 居住を誘導する区域
- 居住を誘導する市町村の施策  
(例:まちなか居住への助成、公共交通の確保等)

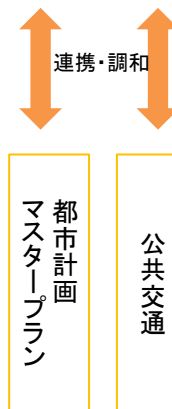
区域外における一定規模以上住宅開発の届出対象化  
(市町村による必要な勧告、あっせん等)

### 都市機能誘導区域

- 誘導施設:医療、福祉、商業等の誘導したい機能
- 誘導施設を誘導する区域
- 誘導施設を誘導する市町村の施策  
(例:公的不動産の提供や支援方針、関連施設整備等)

区域外における誘導施設の整備の届出対象化  
(市町村による必要な勧告、あっせん等)

用途の規制・容積率の緩和(都市計画)その他の特例・支援



## 【関連する分野】

○関連する部署との横断的な連携や、市民と共同の検討が必要

